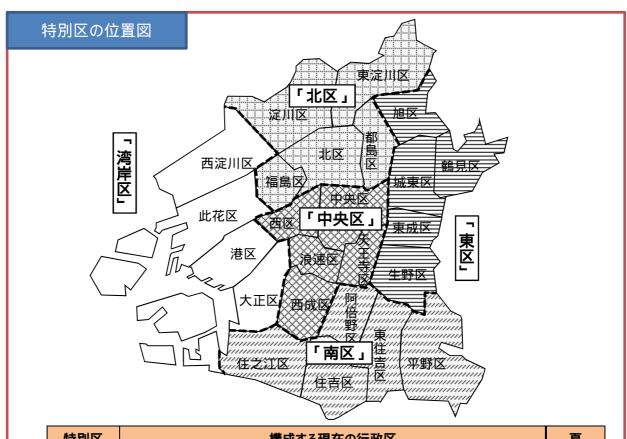
## 特別区の概要

平成 26 年 7 月 18 日 大阪府・大阪市特別区設置協議会 事務局:大阪府市大都市局 特別区設置協定書(案)では、大阪市域に「北区」「湾岸区」「東区」「南区」「中央区」といった新しい5つの特別区を設置することとしております。

この「特別区の概要」は、「北区」をはじめ新しい5つの区毎に、人口など区の概要や、区役所の位置などを協定書(案)の記載内容やデータなどを活用しながら特別区のすがたをお示ししています。

## 目 次



特別区	構成する現在の行政区	頁
「北区」	都島区·北区·淀川区·東淀川区·福島区	1
「湾岸区」	此花区·港区·大正区·西淀川区·咲洲·南港地域()	15
「東区」	城東区·東成区·生野区·旭区·鶴見区	29
「南区」	平野区·阿倍野区·住吉区·東住吉区·住之江区(咲洲·南港地域除<)	43
「中央区」	西成区·中央区·西区·天王寺区·浪速区	57

咲洲·南港地域:住之江区南港北1~3丁目、南港東2~9丁目、 南港中1~8丁目、 南港南1~7丁目の区域